



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 3 月 3 日（月曜日） 第 590 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 2 5 号
K・P クリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1 年 64,800 円

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出（福祉保健課）1
- 救急診療所の認定……………（医療政策課）1
- 指定障害児通所支援事業者の指定（2件）……（障がい福祉課）1
- 指定障害児通所支援事業の廃止……………（ “ ” ）2
- 保安林の指定……………（自然環境課）2
- 漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定の
一部改正……………（水産政策課）2
- 道路の区域の変更……………（道路保全課）3
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定……………（建築住宅課）3

公 告

頁

- 県営土地改良事業の工事の完了……………（農村整備課）3
- 二級建築士試験及び木造建築士試験の実施……………（建築住宅課）3

公安委員会規則

- 警察において身体を拘束されている者の食料に
関する規則の一部を改正する規則……………4

警察本部公告

- 令和 7 年度警察官 A（男性）採用共同試験、警
察官 A（女性）採用試験及び警察官 A（情報工
学）採用試験の実施……………4

選挙管理委員会告示

- 政見放送の回数を定める告示の一部を改正する
告示……………4

告 示

宮崎県告示第 105号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2（第55条第 2 項において準用する同法第50条の 2）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 7 年 3 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
トロン薬局	都城市年見町23号 2 番地	令和 6 年 12 月 1 日
トロン薬局 年見	都城市年見町24号 4 番地	令和 6 年 12 月 1 日
医療法人社団優里 会産科・婦人科 うちむらクリニック	日南市吾田西 3 丁目 7 番48号	令和 4 年 12 月 31 日

ク		
---	--	--

宮崎県告示第 106号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項に規定する救急診療所と認定した。

令和 7 年 3 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
駒柵脳神経外科	宮崎市恒久 5 丁目 11 番地 1

2 救急診療所の認定の有効期間

令和 7 年 2 月 20 日から令和 10 年 2 月 19 日まで

宮崎県告示第 107号

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の 5 の 3 第 1 項に規定する指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和 7 年 3 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事 業 所 番 号	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 所		指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者		指 定 年月日	事 業 等 の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4550200952	放課後等デイス ビスキャンドゥ t o プラス	都城市広原町35－ 2	F o u r L e a f 合同会社	三股町大字樺山 7 88番地80	令和 7 年 3 月 1 日	放課後等デイス ービス

宮崎県告示第 108号

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和7年3月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		指定年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4550200978	放課後等デイサービスMARBLE	都城市金田町2431番地4	合同会社L i e n	都城市金田町2431番地4	令和7年3月1日	放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

宮崎県告示第 109号

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和7年3月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		廃止年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4552000368	忍者村湯癒亭	児湯郡川南町大字平田2379番地1	有限会社エコフィールド	児湯郡川南町大字平田2379番地1	令和7年3月31日	放課後等デイサービス

宮崎県告示第 110号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和7年3月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林の所在場所 東臼杵郡門川町大字川内字本ツヅラ5948
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 111号

漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定（平成14年宮崎県告示第 427号）の一部を次のように改正し、公表の日から適用する。

なお、同日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例による。

令和7年3月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
加入区 の名称	区 域	区 分	加入区 の名称	区 域	区 分
北浦加入区	〔略〕	1～3 〔略〕 4 総トン数10トン未満の漁船を使用して主に <u>ひき縄漁業</u> を行うもの、大型定置漁業（漁業法（昭和24年法律第 267号）第60条第3項に規定する漁業をいう。	北浦加入区	〔略〕	1～3 〔略〕 4 総トン数10トン未満の漁船を使用して主に <u>深海えびびき網漁業、まき網漁業及び磯建網漁業以外の漁業</u> を行うもの、大型定置漁業（漁業法（昭和24年法律

以下同じ。）及び小型定置漁業（内水面以外の水面において網漁具を定置して営む漁業であって、大型定置漁業以外のものをいう。以下同じ。）

〔略〕

第 267号）第60条第3項に規定する漁業をいう。以下同じ。）並びに小型定置漁業（内水面以外の水面において網漁具を定置して営む漁業であって、大型定置漁業以外のものをいう。以下同じ。）

〔略〕

宮崎県告示第 112号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和7年3月3日から同年同月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	388号	東臼杵郡美郷町北郷黒木字ヨリキ207番3地先から同郡同町北郷黒木同字 190番まで	旧	12.9～78.5	363.3
				新	9.0～56.1	363.3

宮崎県告示第 113号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和7年3月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定 番号	申請者 氏 名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(西都) 2024－ 2	株式会社 山下建設 代表取締役 山下征 俊	宮崎県西都市大字 右松字嶋畑 228番 17	5.00 ～ 6.00	53.72	令和7 年2月 12日

公 告

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

令和7年3月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

地 区 名	市町村名	事 業 名	完了年月日
河 ヶ 迫	日南市	県営ため池等整備事業	令和6年12月17日

建築士法（昭和25年法律第 202号）第13条の規定により、令和7年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の6第1項の規定により指定した宮崎県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和7年3月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 試験の日時

試験の区分	学科の試験	設計製図の試験
二級建築士 試験	令和7年7月6日 (日曜日) 午前10時10分から 午後5時20分まで	令和7年9月14日 (日曜日) 午前11時から 午後4時まで
木造建築士 試験	令和7年7月27日 (日曜日) 午前10時10分から 午後5時20分まで	令和7年10月12日 (日曜日) 午前11時から 午後4時まで

2 試験の場所

試験の区分	学科の試験	設計製図の試験
二級建築士 試験	宮崎市霧島1丁目1番地1 JA・AZMホール	宮崎市霧島1丁目1番地1 JA・AZMホール
木造建築士 試験	宮崎市霧島1丁目1番地1 JA・AZMホール	宮崎市霧島1丁目1番地1 JA・AZMホール

3 受験申込み

受験申込みは、原則として次のとおりインターネットにより行うものとする。

なお、インターネットによる受験申込みを行うことができない正当な理由がある場合は、令和7年4月7日（月曜日）までに公

益財団法人建築技術教育普及センター本部（電話 050-3645-8422）まで問い合わせること。

申 込 サ イ ト	受付期間及び受付時間
公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（ https://www.jaeic.or.jp/ ）	令和 7 年 4 月 1 日（火曜日）午前 10 時から令和 7 年 4 月 14 日（月曜日）午後 4 時まで

4 受験手数料

18,500円

5 その他

その他の詳細については、宮崎県県土整備部建築住宅課（電話 0985-26-7195）、公益財団法人建築技術教育普及センター九州支部（電話 092-471-6310）又は一般社団法人宮崎県建築士会（電話0985-27-3425）まで問い合わせること。

公安委員会規則

警察において身体を拘束されている者の食料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 日

宮崎県公安委員会委員長 島 津 久 友

宮崎県公安委員会規則第 2 号

警察において身体を拘束されている者の食料に関する規則の一部を改正する規則

警察において身体を拘束されている者の食料に関する規則（昭和 40 年宮崎県公安委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
警察において身体を拘束されている者の食料に要する経費は、日額 <u>1,236 円</u> とし、朝食 360 円、昼食及び夕食 438 円を基準とする。ただし、特別の理由のあるときは、これらの額をこえることができる。	警察において身体を拘束されている者の食料に要する経費は、日額 <u>1,256 円</u> とする。ただし、特別の理由のあるときは、これらの額をこえることができる。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

警察本部公告

宮崎県警察本部公告第 1 号

令和 7 年度警察官 A（男性）採用共同試験、警察官 A（女性）採

用試験及び警察官 A（情報工学）採用試験の実施について、職員の任用に関する規則（昭和 45 年宮崎県人事委員会規則第 1 号）第 12 条の規定により、別冊のとおり公表する。

令和 7 年 3 月 3 日

宮崎県警察本部長 平 居 秀 一

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第 10 号

政見放送の回数を定める告示（平成 7 年宮崎県選挙管理委員会告示第 43 号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

令和 7 年 3 月 3 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																				
別表第 1 1 [略] 2 ラジオ放送 <table><tr><td>基幹放送事業者</td><td>候補者届出政党 1 当たりの放送回数</td></tr><tr><td>株式会社宮崎放送</td><td>1</td></tr></table>	基幹放送事業者	候補者届出政党 1 当たりの放送回数	株式会社宮崎放送	1	別表第 1 1 [略] 2 ラジオ放送 <table><tr><td>基幹放送事業者</td><td>候補者届出政党 1 当たりの放送回数</td></tr><tr><td>株式会社エフエム宮崎</td><td>1</td></tr></table>	基幹放送事業者	候補者届出政党 1 当たりの放送回数	株式会社エフエム宮崎	1												
基幹放送事業者	候補者届出政党 1 当たりの放送回数																				
株式会社宮崎放送	1																				
基幹放送事業者	候補者届出政党 1 当たりの放送回数																				
株式会社エフエム宮崎	1																				
別表第 2 1 テレビジョン放送 <table><tr><td>基幹放送事業者</td><td>候補者 1 人当たりの放送回数</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>株式会社宮崎放送</td><td><u>2</u></td></tr></table> 2 ラジオ放送 <table><tr><td>基幹放送事業者</td><td>候補者 1 人当たりの放送回数</td></tr><tr><td>株式会社宮崎放送</td><td>1</td></tr></table>	基幹放送事業者	候補者 1 人当たりの放送回数	[略]		株式会社宮崎放送	<u>2</u>	基幹放送事業者	候補者 1 人当たりの放送回数	株式会社宮崎放送	1	別表第 2 1 テレビジョン放送 <table><tr><td>基幹放送事業者</td><td>候補者 1 人当たりの放送回数</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>株式会社宮崎放送</td><td><u>1</u></td></tr></table> 2 ラジオ放送 <table><tr><td>基幹放送事業者</td><td>候補者 1 人当たりの放送回数</td></tr><tr><td>株式会社宮崎放送</td><td>1</td></tr></table>	基幹放送事業者	候補者 1 人当たりの放送回数	[略]		株式会社宮崎放送	<u>1</u>	基幹放送事業者	候補者 1 人当たりの放送回数	株式会社宮崎放送	1
基幹放送事業者	候補者 1 人当たりの放送回数																				
[略]																					
株式会社宮崎放送	<u>2</u>																				
基幹放送事業者	候補者 1 人当たりの放送回数																				
株式会社宮崎放送	1																				
基幹放送事業者	候補者 1 人当たりの放送回数																				
[略]																					
株式会社宮崎放送	<u>1</u>																				
基幹放送事業者	候補者 1 人当たりの放送回数																				
株式会社宮崎放送	1																				

		株式会社エフエム宮崎	<u>1</u>
別表第3		別表第3	
1 テレビジョン放送		1 テレビジョン放送	
基幹放送事業者	候補者1人当たりの放送回数	基幹放送事業者	候補者1人当たりの放送回数
[略]		[略]	
株式会社宮崎放送	<u>2</u>	株式会社宮崎放送	<u>1</u>
2 ラジオ放送		2 ラジオ放送	
基幹放送事業者	候補者1人当たりの放送回数	基幹放送事業者	候補者1人当たりの放送回数
株式会社宮崎放送	1	株式会社宮崎放送	1
		株式会社エフエム宮崎	<u>1</u>

--	--